

《火災により被害を受けられた方への各種支援制度》

火災に遭われた場合の支援制度等は次のとおりです。申請に必要なもの等詳細については担当課へご相談ください。

◆被災の証明

項目	担当課等	支援概要	申請に必要なもの
り災証明書	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 (Tel:24-7211)	火災により被災されたことの証明として、り災証明書を発行します。	・所定の申請書 ・本人確認書類 ・印鑑

◆住宅の片付け・引越

項目	担当課等	支援概要	申請に必要なもの
一般廃棄物の処理	生活環境課 本庁 2 階 (Tel:34-2341) 胆江地区衛生センター (Tel:24-5821)	火災により一般廃棄物が出た場合に、廃棄物の収集等に係る費用の補助は行っていませんが、一般廃棄物収集運搬許可業者のご案内をしています。また、廃棄物を胆江地区衛生センターへ搬入する際、処理手数料が減免となる場合があります。詳しくは同センターにご確認ください。	・り災証明書
市営住宅のあっせん	都市計画課 江刺支所 2 階 (Tel:34-1665)	空室のある市営住宅をあっせんします。市営住宅への入居の申込を検討している場合には、必ず事前に都市計画課住宅係へご相談ください。	・り災証明書 ・課税所得証明書
母子父子寡婦福祉資金貸付制度（住宅・転宅資金）	こども家庭課 本庁 2 階 (Tel:34-1585)	対象となる世帯に対して、引越等にかかる費用の貸付を行います。	・戸籍謄本と住民票の写し ・ひとり親であることが確認できる書類 ・保証書

◆日常生活にかかわること

項目	担当課等	支援概要	申請に必要なもの
年金手帳・年金証書の再発行	市民課 本庁 1 階 (Tel:34-2914) 江刺総合支所 市民生活グループ (Tel:34-2518) 前沢総合支所 市民福祉グループ (Tel:34-0270) 胆沢総合支所 市民生活グループ (Tel:34-0316) 衣川総合支所 市民福祉グループ (Tel:34-2365)	年金手帳の再発行、年金証書の相談を受け付けます。 厚生年金にご加入の場合は勤務先または年金事務所へご相談ください。	・本人確認書類
印鑑登録証の再発行	市民課 本庁 1 階 (Tel:34-2912) 江刺総合支所 市民生活グループ (Tel:34-2518) 前沢総合支所 市民福祉グループ (Tel:34-0270) 胆沢総合支所 市民生活グループ (Tel:34-0316) 衣川総合支所 市民福祉グループ (Tel:34-2365)	印鑑登録証を紛失、焼失又は損傷した場合は、再発行が可能です。再発行の際は、改めて印鑑登録をする必要がありますので、担当窓口にご相談ください。	・顔写真付きの本人確認書類 ・印鑑
マイナンバーカードの再発行	マイナンバーカード推進室 本庁 1 階 (Tel:34-2223)	個人番号カードを紛失、焼失又は損傷した場合、再発行が可能です。手続きは、本人が行う必要がありますので、担当窓口にご相談ください。	・本人確認書類

運転免許証の再発行	奥州警察署 (Tel:25-0110) 運転免許センター	運転免許証を遺失、汚損、破損した場合、所定の手続きを行うことによって、運転免許証の再発行が可能です。手続きは、本人が行う必要がありますので、担当窓口にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申請書 ・申請用写真 ・本人確認書類 ・印鑑
健康保険証の再発行	健康増進課 本庁 2 階 (Tel:34-2901)	国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証を紛失、焼失又は損傷した場合、再発行が可能です。社会保険にご加入の場合は勤務先へご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申請書 ・本人確認書類
子どもに関する相談	こども家庭課 本庁 2 階 (Tel:34-1585)	被災したことによりふさぎ込んでしまった、学校への登校をしづらくなった等、子どもに関する相談について、相談員が学校等関係機関と連携しながら支援します。	
上下水道に係る届出	奥州市上下水道 お客様センター (Tel:25-6700)	水道の閉栓（使用の中止）の申込みが必要な場合がありますので、ご確認ください。	
電気・ガスの連絡	ご契約の電気事業者・ガス事業者	電気・固定電話・ガス等のライフラインについて、各業者へご確認ください。	
郵便局への転送届	お近くの郵便局	窓口にて転居届を出すことで、1 年間旧住所宛の郵便物等を届出の住所に無料で転送します。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の届出書 ・旧住所が確認できる本人確認書類

◆税の減免・生活費支援

項目	担当課等	支援概要	申請に必要なもの
国民健康保険税、固定資産税の減免	税務課 本庁 3 階 (Tel:34-2374)	災害等により家屋等に一定以上の被害を受けた場合、申請により減免が認められる場合があります。担当窓口にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・本人確認書類
生活福祉資金貸付制度	奥州市社会福祉協議会 (Tel:25-6158)	収入条件等がありますが、対象の場合には資金の貸付を受けることができます。他の貸付制度が利用できない世帯へ、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・所得証明書 ・り災、被災証明書 ・業者等の見積書

◆その他の支援

項目	担当課等	支援概要	申請に必要なもの
被災者見舞金	福祉課 本庁 2 階 (Tel:34-2324)	火災等の災害により被災された世帯に対して、見舞金を交付します。被害区分に応じて、交付額が異なります。	
被災者見舞金	岩手県共同募金会奥州市共同募金委員会（奥州市社会福祉協議会内） (Tel:25-6158)	火災等の災害により被災された世帯に対して、見舞金を交付します。被害区分に応じて、交付額が異なります。	
日常生活物品の支給	福祉課 本庁 2 階 (Tel:34-2324)	日赤から毛布やバスタオル、歯ブラシ等が入った緊急セットを支給します。	
総合相談・法律相談	総合相談室 本庁 1 階 (Tel:34-2915)	生活に関する相談、近所間でのトラブルに関する相談や法律相談が無料で受けられます。無料法律相談は事前に予約が必要です。	